

議 案 参 考 資 料

[令和 7 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

人材育成課 人事給与担当

議案名

議案第 5 号 桐生市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案

趣旨・目的

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法」の一部改正により、仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備するため、所要の改正を行うものです。

概 要

1 育児のための所定外労働制限の拡大

子を養育する職員が希望した場合において、任命権者等が所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を、子の年齢が「3 歳未満」から「小学校就学の始期まで」に拡大します。

2 仕事と介護の両立支援に係る勤務環境の整備

家族の介護の必要が生じた職員への休暇制度等の周知や、休暇に関する早期の情報提供を任命権者に義務づけるものです。

(施行期日：令和 7 年 4 月 1 日)

背景・経過

男女ともに仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備するため、子の年齢に応じ柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を行うものです。

また、子の看護休暇に関する見直しとして、今まで負傷や疾病の場合等取得事由が限定的でしたが、入園・卒園式や入学式等の子の行事への参加や感染症に伴う学級閉鎖等の場合でも休暇を取得可能となるように、規則改正を行います。